

農業に関する国際貿易交渉への意見書

国は本年3月に閣議決定した「新たな食料・農業・農村基本計画」において、食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置付け、食料自給率目標の実現に向けた政策を重点的・効率的に実施し、国際交渉への対応については国内農業・農村の振興を損なうようなことは行わないことを基本に取り組むこととしています。こうした中で、菅内閣は、11月9日、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、このなかでTPPについての交渉の参加・不参加を先送りしたものの、「関係国との協議を開始する」と判断したことは極めて遺憾であります。

TPPは関税撤廃を原則としており、例外品目もないことからこれに参加した場合、農業や関連産業などで約8兆円もの損失を蒙るものとされており、地域の経済は壊滅的な打撃を受けることが懸念されています。

こうしたことから、我々は、我が国の食料安全保障と両立できないTPP交渉に現状のままで参加することには断固反対であり、これを断じて認めることはできません。

今後、基本計画の策定に当たっては、食料自給率目標の実現に向けて、農業が持つ潜在能力をフルに発揮し、持続可能な農業・農村の振興を図るべきと考えます。

については食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、地域社会や経済・雇用に甚大な影響を与えかねず、TPPなど国際貿易交渉に当たっては下記事項の実現を強く要望いたします。

記

- 1 関税撤廃を原則とするTPPへの参加は北海道をはじめ地域社会・社会に壊滅的な影響を与えることから、断じて行わないこと。
- 2 農業・農村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現をめざすというこれまでの基本方針を堅持し、国内農業・農村の振興を損なわないよう対応すること。
- 3 包括的経済連携協定においては、「食料・農業・農村計画」に基づき、食の安全・安全供給・食料自給率の向上、国内農業・農村の振興を損なうことは行わない等の基本方針を貫くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月14日

名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

宛